

「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の概要

【保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ報告】(平成25年6月7日)

保険商品・サービスのあり方

少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化に伴い、保険商品や保険会社によるサービスに対する国民のニーズ・期待の変化



新しいニーズに対応するため、以下の見直しを行う。

- 新しい保険商品の販売
 - ・不妊治療保険
 - ・提携事業者による財・サービスの提供がキャッシュレスで受けられる保険
- 保険会社グループの業務範囲の拡大
 - ・子会社による保育所運営の解禁など
- 共同行為制度の活用促進

保険募集・販売ルールのあり方

来店型保険ショップやインターネットを通じた募集の増加といった保険募集チャネルの多様化やいわゆる保険代理店の大型化など、保険募集を巡る環境の変化



保険募集を巡る環境変化に対応するため、募集・販売ルールについて、以下の見直しを行う。

- 保険募集の基本的ルールの創設
 - ・意向把握義務の導入
顧客の意向に沿った商品を提案する等の一般原則を明文化する。
 - ・情報提供義務の法定化
保険募集時に商品情報等の説明を行うことを法令において求める。
 - ・募集文書の簡素化(業界の自主的な取組み)
保険加入時に不要な情報は省略し、募集文書を顧客にとって分かりやすいものとする。
- 保険募集人の義務
 - ・保険募集人の体制整備義務の導入
保険代理店自身に対しても、法令等遵守のための体制整備を義務づける。
 - ・乗合代理店に係る規制の見直し
複数の保険商品の中から比較推奨販売を行う場合に、推奨理由の説明等を義務づける。
 - ・保険募集人の業務委託先管理責任
保険代理店に対しても、保険会社同様に、業務委託先の適切な管理を求める。
- 募集規制の適用範囲
 - ・募集規制の適用範囲の再整理・明確化
比較サイトや見込み客紹介サービスの出現など、募集プロセスの多様化に伴い、保険業法の規制の及ぶ範囲を再整理・明確化する。
- 保険仲立人に係る規制の見直し
 - ・契約手続の簡素化、供託金の最低金額の引下げ 等